

緊急事態宣言解除後の教育活動等について

政府は、新型コロナウイルスの新規感染者が減少傾向にあることから、兵庫県に対して令和3年8月20日に発令した緊急事態宣言を9月末でもって解除するとともに、まん延防止等重点措置を見送ることとした。その措置に伴い、学校等における教育活動を下記のとおりとする。

記

1 臨時休校等の基準について

(1) 学級閉鎖

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
 - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 1名の感染が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④ その他、市教育委員会が必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、5～7日を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

(2) 学年閉鎖

同一学年で複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、学年を閉鎖する。

(3) 臨時休校

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、臨時休校とする。

(4) その他

保育所、こども園及び児童くらはは原則開所とし、保健所による調査に基づき、検査対象やそれにかかる日数を踏まえ、市教育委員会と協議の上、特別保育の実施あるいは休所とする。

2 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施した上で行う。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（授業参観等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知する。
また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。
- 同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）やPCR検査を受けている場合も登校させない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
- 教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）も出勤を見合わせる（特別休暇等）。

3 修学旅行、自然学校等

県外での活動は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認した上で感染防止対策を徹底して実施する。

4 部活動

十分な感染防止対策を実施した上で行う。(練習試合、合宿等を含む)

- ・ 活動日及び時間は、平日4日で2時間程度、土日いずれか1日で3時間程度とする。(伊丹市中学校部活動に関する方針(改定版)等)
- ・ 部内で感染が広がっている可能性が高い場合(部員同士、顧問と部員等)は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
- ・ 学校関係者(教職員、外部コーチ等)以外の者(保護者、OB等)の参加は、10月14日(木)までは見合わせる。
- ・ 県外での活動(※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ)及び合宿(県内を含む)は、10月14日(木)までは見合わせる。

その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認の上、感染防止対策を徹底して実施する。

なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。

5 体育大会

十分な感染防止対策を実施した上で行う。

6 保育所・こども園(2、3号)・児童くらぶ

十分な感染防止対策を実施した上で開所(実施)する。

7 社会教育施設

十分な感染防止対策を実施した上で開館する。

8 学校施設開放

十分な感染防止対策を実施した上で開放する。

9 ワクチン接種の推進

12歳以上のワクチン接種を推進するとともに、児童生徒の感染防止の観点から、引き続き教職員のワクチン接種を促す。